

○豊明市総合計画審議会規則

平成25年3月28日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊明市総合計画条例（平成25年豊明市条例第4号）第5条第2項の規定に基づき、豊明市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 教育委員会の委員
- (2) 農業委員会の委員
- (3) 市内の公共的団体の役員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 市民から公募した者
- (6) その他市長が必要と認める者

(役員)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、会務を総理する。

3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る調査及び審議が終了するまでとする。

ただし、委員が第2条第2項の各号に掲げる要件を満たさなくなったときは、当該委員を辞したものとする。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

○豊明市総合計画条例

平成 2 5 年 3 月 2 8 日
条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、総合計画の定義、構成、位置付けその他総合計画の策定等に関し必要な事項を定め、もって総合的かつ計画的な市政運営を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 総合的かつ計画的な市政運営を図るための長期的なまちづくりの指針をいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、将来都市像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 市の基本的な計画であり、基本計画で定められた施策をどのように実施していくかを具体的に示すものをいう。

(構成)

第 3 条 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。

(位置付け)

第 4 条 総合計画は、全ての施策を網羅した市の最上位計画と位置付ける。

- 2 各行政分野に関する計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との調整を図らなければならない。

(総合計画審議会)

第 5 条 市長の諮問に応じ、総合計画について調査審議するため、豊明市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(議会の議決)

第 6 条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは議会の議決を経なければならない。

(公表)

第 7 条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、すみやかにこれを公表するものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(廃止規定)

- 2 豊明市総合計画審議会条例（昭和 4 7 年豊明市条例第 1 8 号）は、廃止する。